

条件付一般競争入札公告

下記について条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき下記のとおり公告する。

令和2年9月10日

甲良町長 野瀬 喜久男

1. 工事概要等

(1) 工事名

令和2年度 物品・役務 第14号
甲良町総合防災マップ作成業務委託

(2) 工事場所

甲良町大字在土地先

(3) 工 期

契約締結日から令和3年3月31日まで

(4) 工事概要

甲良町が目指す安全安心なまちづくりの実現に向けて、防災・危機管理意識の向上を図るため、平成31年3月に滋賀県が公表した犬上川の浸水想定区域図を基に洪水ハザードマップを作成し、同時に土砂災害ハザードマップ・地震ハザードマップの更新を行う。また、洪水・土砂災害・地震ハザードマップ、滋賀県が作成している地先の安全度マップすべてを一冊の冊子にし、甲良町総合防災マップとして啓発のため住民に配布する。

(5) 予定価格（入札比較価格）

事後公表とする

2. 入札参加に必要な資格に関する事項

対象の入札に参加しようとする者（以下、「入札参加申請者」という。）は、次に掲げる要件のすべてに該当しなければならない。なお、資格要件の基準日（以下、「基準日」という。）は、「入札公告の日」とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがされている者、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 滋賀県建設工事等入札参加停止基準（平成7年4月1日制定）および甲良町建設工事等入札参加停止基準（平成23年訓令第17号）に基づき入札参加停止の措置を講じられている期間中でない者。
- (4) 令和2年度甲良町入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を経営に関与させているものでないこと。
- (6) 作業拠点及び契約拠点で取得しているJIS Q 9001（品質マネジメントシステム）、JIS Q 14001（環境マネジメントシステム）を有するもの。
- (7) 管理技術者は、技術士（建設部門―河川、砂防及び海岸・海洋、もしくは、総合技術監理部門―建設―河川、砂防及び海岸・海洋）の資格を有するもの。
- (8) 照査技術者は、社団法人日本測量協会が認定する空間情報総括監理技術者の資格を有し、地図作成、空間データ及び地理情報システム（GIS）の知識と豊富な実務経験を有するもの。

3. 入札参加資格申請

入札参加申請者は、次に掲げる書類（以下「書類」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに書類を提出しない者および入札参加資格が無いと認められた者は、本入札に参加できないものとする。また、入札資格があると認めた者であっても、入札期日に資格要件を満たしていないときは、入札に参加することができない。

- (1) 条件付一般競争入札参加資格審査申請書
- (2) JIS Q 9001（品質マネジメントシステム）、JIS Q 14001（環境マネジメントシステム）の登録証の写し
- (3) 技術士（建設部門―河川、砂防及び海岸・海洋、もしくは、総合技術監理部門―建設―河川、砂防及び海岸・海洋）の資格を有していることがわかる書類
- (4) 社団法人日本測量協会が認定する空間情報総括監理技術者の資格を有していることがわかる書類

4. 入札参加資格審査等

- (1) 書類の提出があった者の中から要件を審査し、対象の競争入札に参加できる者を選定する（以下「入札参加者」という。）。
- (2) 書類を提出した者のうち、対象の入札に参加できない者のみにその理由を付して書面により通知する（以下「入札参加不適格通知」という。）。
- (3) 「入札参加不適格通知」は、 令和2年10月1日(木) に通知（FAX）する。

5. 書類の提出等

書類の提出は次のとおりとする。

- (1) 提出期間、提出場所および方法等

ア. 期 間 令和2年9月10日(木)から9月24日(木)まで(土曜日、日曜日、(国民の)祝日を除く。)の午前8時30分から正午までおよび午後1時から午後5時まで

イ. 場 所 滋賀県犬上郡甲良町大字在士353番地1 甲良町役場 企画監理課（1階）
直通0749-38-5061

ウ. 方 法 持参（郵送または電送は受け付けない）

エ. 提出部数 1部

- (2) その他

ア. 書類等は、甲良町ホームページ（<http://www.kouratown.jp/>）に掲載。

イ. 委任する場合は、甲良町ホームページ→「事業者向け情報」→「お知らせ」→「委任状、入札書、積算内訳書の記入と押印について」を確認すること。

6. 設計図書の閲覧等

設計図書は、下記により閲覧に供する。

- (1) 期 間 令和2年9月10日(木)から令和2年10月13日(火)まで

- (2) 場 所 甲良町役場 町政情報コーナー

仕様書等は、当該入札参加者に次のとおり引き渡す。

- (1) 期 間 令和2年10月5日(月)から令和2年10月13日(火)まで

なお、引き渡しは町からの連絡は行わないので、必ず上記期間に行うこと。

- (2) 場 所 甲良町役場 企画監理課(1階)

- (3) 価 格 無 料

- (4) 条件付一般競争入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加不適格通知書の通知がない者は必ず仕様書等を受領すること。

7. 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問は次のとおり行う。

- (1) 受付期間 令和2年10月13日(火) 正午まで

- (2) 提出方法 指定様式により直接持参すること。（様式は町ホームページに掲載）
郵送の場合は、締切前日までに到着のこと。または電送は受け付けない。

- (3) 提出場所 甲良町役場 企画監理課 (1 階)
滋賀県犬上郡甲良町大字在士 3 5 3 番地 1 直通 0 7 4 9 - 3 8 - 5 0 6 1
- (4) 回 答 質問に対する回答は令和2年10月16日(金)の午後1時に甲良町役場町政情報コーナーにおいて配置するほか、町ホームページで公表する。

8. 入札執行の日時、場所

- (1) 日 時 令和2年10月21日(水) 午前11時40分～

- (2) 場 所 甲良町役場 2 階 会議室

- ア. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ. 入札書および積算内訳書は封筒に入れて投函する必要はない。
- ウ. 入札回数は、3 回までとし (2 回目以降の入札においては、積算内訳書は要しない。)、落札者がいない場合は不調とする。

9. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除する。

- (2) 契約保証金
免除する。

10. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。

11. 契 約

- (1) 契約書作成の要否 要

12. 入札の無効

- (1) 本公告に示した競争入札において、虚偽の記載を行った者および入札時点で「2 入札参加に必要な資格に関する事項」に掲げる資格の無い者のした入札
- (2) 入札参加資格のない者のした入札
- (3) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (4) 入札者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2 以上の意思表示をした入札
- (5) 談合、その他不正の行為があったと認められる入札
- (6) 入札保証金を必要とする入札で入札保証金を納めない者または不足する者のした入札
- (7) 入札書 (積算内訳書含む) 記載の金額、氏名、押印ならびにその他入札要件の記載が確認できない入札
- (8) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (9) 積算内訳明細書 (積算内訳書を更に明細化したもの) の提出を求めた場合に提出できない入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

14. その他

- (1) 入札において、指定様式による積算内訳書を同時に提出すること。なお、落札候補者の積算内訳書が、次に掲げる事項のいずれかに該当した場合、当該入札は「無効」とする。(提出された積算内訳書は開示する事がある。)

ア. 計算間違い、または積算内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税を除く）と入札書に記載された入札金額との相違

- (2) 入札参加者が作成した積算内訳明細書も合わせて持参すること。
- (3) 落札者は落札決定の通知を受けたときは、10日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。なお、10日以内に提出できないときは、契約の相手方となる資格を失う。ただし、発注者が提出できないことに同意した場合は除く。
- (4) この入札または積算内訳書の提出に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (5) 甲良町に納付する税金以外の納付金（下水道受益者負担金・下水道使用料・住宅使用料等）についても支払われていない場合は、入札に参加する事ができない。
- (6) 上記に定めるもののほか、必要事項は地方自治法および同法施行令ならびに甲良町財務規則の定めによる。
- (7) 作業拠点及び契約拠点で取得しているJIS Q 27001「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」およびJIS Q 15001「プライバシーマーク（Pマーク）」の登録証を契約時に発注者に提出するとともに、適切な情報管理体制とセキュリティ体制を担保し業務を遂行しなければならない。また、受託者は本業務における当該管理体制について業務着手時に提出する実施計画書に示し発注者の承認を得なければならない。なお、本業務の開始時に、資格証の写しを発注者に提出しなければならない。
- (8) 入札および契約手続に係る働きかけ行為があった場合は、甲良町入札および契約手続に係る働きかけに関する取扱要綱（平成23年訓令第5号）第4条の規定による措置をとるものとする。
- (9) 甲良町発注工事等の施工等において暴力団員等から不当介入を受けた場合は滋賀県彦根警察署刑事第2課（0749-27-0110）及び甲良町企画監理課契約担当（0749-38-5061）へ通報し、警察署が行う調査に協力すること。通報に際しては不当介入通知書（様式第1号）を町ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入して下記へFAXにて送付すること。

FAX番号 滋賀県彦根警察署・・・0749-27-0130

甲良町企画監理課・・・0749-38-5072